

令和8年度台湾における山形県産日本酒プロモーション事業業務に係る企画提案募集要領

1 目的

この要領は、台湾における山形県産日本酒プロモーション事業業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本事業は、山形県令和8年度当初予算が成立することを前提としており、当該事業に係る予算が成立しない場合は実施しないものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

台湾における山形県産日本酒プロモーション事業業務

(2) 業務の内容

別添1「令和8年度台湾における山形県産日本酒プロモーション事業業務委託基本仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日(水)まで

(4) 提案上限額

2,013千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 募集方法

公募型プロポーザル方式による。

4 応募に関する事項

本プロポーザルに応募できる事業者は、応募する時点で以下の項目のすべての要件を満たす単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体(以下「共同企業体」という)とする。

(1) 単独企業

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税(山形県税に付帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納がないものとみなす。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く)。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 山形県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行)の規定により、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。

（2）共同企業体

① 各構成員が（1）①から⑦に掲げるすべての項目を満たしている者であること。

② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成された者であること。

③ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

④ 次の事項を定めた協定書を締結していること、又は当該業務委託契約締結の日までに協定書の締結を予定していること。なお、契約締結の日において、協定書の締結が完了していない場合は、契約相手方としない。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の契約不適合責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。
- ⑥ その他不正な行為があったとき。

5 提出書類及び提出方法等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号） : 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） : 1部

＜添付書類＞

- ※1 会社概要等がわかるパンフレット等 1部（持参又は郵送の場合は7部）
- ※2 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄附行為、役員名簿、直近の決算書 各1部
- ※3 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）次のア及びイ各1部
ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登載されている者及び日本国内に事業所のない外国法人は、提出不要とする。
 - ア 山形県税：山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）
 - イ 消費税及び地方消費税：消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）
- ※4 ※2及び3に定める各種証明書等は複写したものでも差し支えない。
- ※5 共同企業体にあっては、すべての構成員について※1～3の添付書類及び4（2）④に記載の協定書の写しを提出すること。なお、申込時に協定書の締結が完了していない場合は、締結し次第提出すること。
- ③ 企画提案書（任意様式） : 1部（持参又は郵送の場合は7部）
※ 記載事項は（5）を参照すること。
- ④ ③の添書（様式第3号） : 1部
- ⑤ 法人の代表権を有する者が支店等の長に契約に関する権限を委任する場合（ただし、当該支店等の長が既に名簿に登載されている場合を除く）：委任状（様式第4号）及び

実印の印鑑証明 各 1 部

(2) 書類の提出期限

① 参加申込書（様式第 1 号）、事業者概要書（様式第 2 号）、委任状（様式第 4 号）
及び印鑑証明書

令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時

② 企画提案書及びその添書（様式第 3 号）

令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 5 時

(3) 提出先

「11 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

- 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に提出先に持参すること。
- 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- 電子メールの場合は、ファイル形式は PDF 等の内容が編集できない形式によること。（Word 等の編集が容易な形式は認められない。）

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、最初に「目次」を付け、以下の全ての項目を記載すること。記載の内容については、以下及び「仕様書」に基づいて記載すること。

① 仕様書に基づく企画の内容

※ 特に仕様書の 4 「企画提案事項」に関する内容については、提案の内容（招待客の候補者や、県産酒と合わせてプロモーションする県産品の候補など）、実現可能性、想定される効果等を具体的に記載すること。

② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）

③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること）

④ 事業実績（過去に受託した類似事業の実績を記載）

⑤ 経費見積書（任意様式）

※ 見積りは内訳を示すこと。単に「一式」等の記載は応募要件を満たしていないものとする。

(6) その他

- 提案は 1 事業者につき、1 提案とする。
- 提案は全て企画提案書に記載すること。
- 企画提案書は日本語及び日本円を用いて作成すること。
- A4 判片面刷（多色仕上げ可）、縦置き左綴じ（持参、郵送の場合はダブルクリップ留め）横書きとする。各頁下部に通し番号を印字すること。なお、説明上やむを得ない場合、A3 判も可とするが、持参、郵送の場合は該当用紙は折り込み、A4 判

にして綴りこむこと。

6 企画提案作成に係る質問・問い合わせ

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第5号）」により行うものとする。ただし、単に申請手続きに関する質問はこの限りではない。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより日本語で行うものとし、件名を「台湾における山形県産日本酒プロモーション事業への問い合わせ」として「11 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問書の受付期限
令和8年2月24日（火）午後5時
- (4) 質問書への回答
質問書への回答は、山形県産業労働部県産品・貿易振興課ホームページ上の募集要領掲載ページにて令和8年2月25日（水）までに掲載する。
ただし、質問者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした者のみに回答する。

7 審査方法、評価基準及び選定方法

- (1) 審査は、山形県が設置する「台湾における山形県産日本酒プロモーション事業業務企画審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。審査会は、WEB会議ツールを活用し、提案者によるプレゼンテーションを実施することを原則とする。ただし、提案者の数が極端に多い場合など、県が必要と認める場合は書面審査のみとする場合がある。
- (2) 評価は以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添2「企画提案評価基準」を確認すること。
 - ①基本的事項に対する評価
 - ②提案に対する評価
 - ③工程（スケジュール）・実施体制の妥当性
 - ④経費積算の妥当性
- (3) 上記評価基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし、提出された提案の全て又は一部について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者等を選定しない場合がある。
- (4) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、その提案が契約の目的を十分に達成できる内容であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- (5) 審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (6) 提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会の開催：3月5日（木）（予定であり、変更の可能性がある。正式には参加申込書の受領後、別途通知する。）
- (2) 審査結果通知：3月上旬
- (3) 契約締結：4月上旬（別途通知する。）

9 選考結果の通知と業務委託契約の締結等

- (1) 採否を問わず、提案者全員に対し文書により通知する。なお、最優秀者及び次点者は、その旨通知する。
- (2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 最優秀者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、山形県財務規則第135条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (4) 最優秀者と契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における企画提案書等の再提出、差換えは一切認めない。
- (4) 募集及び契約については、山形県の都合により停止する場合がある。
- (5) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。

11 担当部局

山形県産業労働部県産品・貿易振興課貿易振興担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話：023-630-2355 F A X：023-630-3371

メール：ykensanbo#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に変えたうえで送信してください